

①

・自治基本条例の制定について

自治基本条例の制定は必要ないと考えております。

自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例だとされています。

内容について、特に決まりごとはありませんが、多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めています。

市民参加については、市民参加条例、情報公開については情報公開条例が、それぞれ西東京市にはあります。協働については、市民活動団体との協働の指針が定められております。

これらの条例や指針の中ですでに、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則がある程度定めてあり、これらの趣旨をたえず市政に生かしていくことがまずは重要であります。

・常設型の住民投票条例の制定

市民ニーズが多様化している現在、住民投票の必要性はあると考えます。しかし、住民投票は地方自治法上の規定がなく、法律の裏付けのない住民投票が、地方議会の意思を拘束できないと考えます。また住民投票実施費用は多額を要することから、常設型は慎重であるべきと考えます。

・市民活動推進条例の制定

一般論としては、市民活動が盛んに行われるよう、自治体が推進していくべきと考えます。しかし、貴団体の想定している市民活動推進条例が、西東京市がすでに持っている市民活動団体との協働の指針とどこが違うのか、また、条例化の必要性は何か、などが、当方にはわかりません。したがって、この質問にはお答えが難しいと考えます。

・予算編成過程への市民参加を進める

予算編成過程をわかりやすく公開すること(見える化)は必要だと考えます。

・補助金交付のしくみをサンセット方式などで抜本的に見直す。

西東京市の場合、すでに補助金は原則サンセット方式化していると認識しています。残っ

ているのは、サンセット方式になじまない補助金か、政治的意図のある、例外扱いの補助金なのではないでしょうか。したがって、抜本的に見直す必要はないと考えます。

②

・子どもの権利条例の制定

子どもの権利条約にうたわれる子どもの権利は、明らかにふたつに分類されます。

子どもの虐待や性的搾取、子ども兵士の採用などの場合、子どもが保護される権利は絶対的なもので、文化や慣習よりも優先されます。教育を受ける権利も同様であります。

もうひとつ、たとえば、子どもが文化的活動、遊び、余暇活動に参加することや、子どものために他と区別した少年司法制度の奨励、子どもに関わる決定過程に子どもを参加させるようなアプローチなどは、絶対的権利ではありません。

こういった権利は、子どもが所属する文化を尊重し、地域固有の伝統を反映した内容であることが、最終的にその子どもにとって好ましいと考えます。

条例を制定する場合、このふたつの違いを明確にする必要があると考えます。

・学校の介助員制度を充実する。

予算や類似他制度などを総合的に勘案し、判断していくべきと考えます。

・若者の働く場をつくる

若者が働く場が必要なことは当然で、その確保は最優先課題であります。安倍政権が経済政策を実施するなかで、デフレ脱却を実現し、対外的競争力のある企業が多数出現することを期待します。また、学校教育の中でキャリア教育を充実し、職業に就くということを子どもたちがイメージし、必要な準備をあらかじめできるようになることも大切だと考えます。

・障がい者の就労訓練をすすめ、就労の場を地域につくる

大事なことと考えます。前向きに検討します。

・医療との連携をすすめ、高齢者の在宅支援を充実する。

大事なことと考えます。前向きに検討します。

③

・緑地確保条例の制定

緑地確保は大事なことと考えますが、条例制定が意味あるとは思えません。西東京市全体のまちづくり構想とその中でどんな緑地をどう確保するかという、グランドデザインが重要だと考えます。

・住吉町、新町の都営住宅跡地を緑地として残す。

都有地なので、残すと断言はできません。

・地下水保全条例の制定

16 平方キロメートルしかない西東京市で、この条例を制定することの意味が理解できません。

・2Rを推進し、生ごみを燃やさないしくみをつくる

生ごみを燃やさない、となると、堆肥化ということになるのでしょうか。堆肥化については、落ち葉を畑に漉き込めば、堆肥になると安易に考えている市民が少なくない現状があり、堆肥の受け入れ先である農業者に大きな負担を強いることになるので、慎重であるべきと考えます。

・原発0、エネルギー自立都市をつくる

福島原発事故後、原発0が国民の多数の望むところになったことは理解するところではありますが、一方で、化石燃料による発電が地球環境に与える影響は、原発事故による影響が地域限定であるのと比べ、グローバルな影響が考えられ、その点では非常に深刻であることも、考慮する必要があります。

太陽光発電機を一般建築物の屋根や屋上に設置する場合、中古建築物だと、残された耐用年数が発電機本体の耐用年数を下回ってしまうか、耐用年数は下回らないまでも、大規模修繕などで屋根や屋上にある発電機が邪魔になることも考えられ、コストパフォーマンスが悪くなるため、新規に建設される建築物と一体で設置する以外に、設置が大幅に増えるとは考えられません。

バイオマス発電や風力発電、水力発電は、西東京市のような都市部では現実的ではありません。

したがって、現時点において、西東京市においてエネルギー自立は不可能と考えます。

④

・憲法9条を改正すべきでない。

自衛隊を憲法上、あいまいな状態で放置することは、自衛隊員はもとより、国民への責任の放置です。

平和主義が定着している現在、現状に憲法を合わせることで、よりいっそう、日本は世界平和に貢献できるようになると考えます。

・平和非核都市条例の制定

理念条例に過ぎない感もありますが、制定を望む市民が多数なら、検討します。

2

①行政の長として、職員とどう向き合いますか。

長年東京都で行政職員として積んできた経験をもとに、適材適所をこころがけ、職員がチャレンジできる職場作りに努めたいと思いますが、まずは郷に従えで、西東京市役所の慣習を尊重したいと思います。

②「行政と市民は対等なパートナー」という考え方をどのようにとらえますか。

対等なパートナーだと考えます。対等というのは、互いに自立して、依存関係にないことが、前提としてあります。また、いうだけ言って、責任をとらないのは対等ではありません。緊張感をもった関係で、ある意味に厳しい面もあると思われませんが、それを望む市民のみなさまとは、ぜひ協働してまいりたいと考えます。

③防災・減災のまちづくり、災害弱者への支援体制の構築

減災のまちづくりは非常に重要と考えます。公共施設、道路、橋梁の不燃化・耐震化を促進し、民間マンションの耐震化も、可能な限り促進していくべきと考えます。さらに木造密集地域をなくすことも必要です。また、緊急時の動線確保も重要です。都市計画道路はできうる限り前倒しで建造を進めるべきと考えます。

災害弱者への支援体制の構築は当然です。今、西東京市では、学校が中心となって、避難所運営協議会を立ち上げています。地域性の相違もあるので、一律な進め方はできないと思われま。地域の自主性を尊重して、準備を進めていくべきです。それが、地域コミュニティの醸成につながり、広く防災・減災意識が浸透していくことにつながると思われま。

さらに、そういった事前の準備がいざというとき生きるよう、市長を中心とした市役所の初動体制が機敏に機能し、災害時に臨機応変に対応できるようにしておくことも、大切だ

と考えます。

④放射能対策

保護者の不安は理解しますが、東京における放射線量はすでに、事故前に戻っています。また、食品についても、事故後比較的早い時期から放射線量の測定体制が整い、高濃度の放射線に汚染された食品は市場に出回らなかったと考えられます。

放射線量の継続的測定は必要と考えますが、心配しすぎも小さな子どもの発育と健康に悪影響を与えますので、今市が行っている対策と情報公開の継続に加えて、必要があれば、心理カウンセラーの助けを借りるべきと思います。

⑤男女平等条例の制定

少子高齢化対策の一環としての男女平等の推進は、あきらかにニーズも多く、期待感がありますので、男女平等の推進は意義のあることだと考えます。ただ、西東京市で条例を制定しても、理念条例に終わってしまう可能性があります。現段階では特段必要だとは考えていません。

⑥西東京市の財政見通し

西東京市の財政状況が他自治体と比べて著しく悪いとは思っていません。ただ、新庁舎の建設、中原小学校とひばりが丘中学校の建替え、その後にも小中学校の建替えがひかえており、一時的に資金がショートすることのないように、計画的に建替えを行うことと、その財源確保につとめていく必要があります。

以上

丸山 浩一